

令和7年12月17日

佐渡市議会議長 金田 淳一 様

議会基本条例特別委員会
委員長 山田伸之

議会基本条例特別委員会最終報告書

本委員会に付託された事件について、会議規則第109条の規定により、次のとおり最終報告する。

記

1 活動の概要

本委員会は、(1)議会基本条例の運用並びに(2)議会改革を付託事項とし、令和6年4月30日、佐渡市議会第2回(4月)臨時会において発足した。

各付託事項における具体的な活動は、次のとおりである。

(1) 議会基本条例の運用

本件は、当委員会の前身である議会基本条例検討特別委員会(R4.4.28～R6.4.17、以下「前期委員会」という。)から懸案事項として承継した事項である。

① 議会報告会及び市民意見交換会の開催方法

- 当初、委員長から、議会報告会等の開催内容は議長が議会運営委員会に諮って決定する趣旨の実施規程案を提出し、これについて協議したが、異論百出して合意に至ることができなかった。(R6.6.11)
- そこで、委員長から、当委員会が主体となって企画・開催するよう再提案したところ、これが了承された。ただし、当委員会解散後は、この在りようについては再検討することとした。(R6.6.18)
- 以上の経緯から、これまでの間、当委員会が主体となり開催した議会報告会等の概要は、次のとおりである。

(概要)

| 月日 | | 内容(テーマ) |
|-----|-------------------|---------------------------------------|
| 第1回 | 令和6年11月17日 (日) | 議会報告会(9月定例会について) 市民意見交換会(議員定数について) |
| 第2回 | 令和7年5月25日 (日) | 議会報告会(令和7年度当初予算) |

※ 各回の詳細は添付資料のとおり

② 委員長報告の標準化

- 本件については、前期委員会の最終報告において、次のとおり述べられている。

当委員会の中間報告で述べたとおり、諸般の検討の過程において、佐渡市議会の委員会審査報告書及び委員長報告は他市の事例に鑑みて特異な形態であることを確認した。

本来、前者は委員会が議決結果を議長へ報告する文書を指し、後者は委員会の経過等を本会議で報告することを指すものであるが、佐渡市議会においては、両者を同一化しているほか、表決に意見を付すなど、会議規則上のあり様と乖離している点が多い。

協議の結果、これを標準化すべきものと料し、議会事務局の協力により数度にわたり試作と議論を重ねたが、議会全体の合意形成を図る状況にまで至らなかった。本件についても、改選後、可及的速やかに協議・決定されるよう、強く望むものである。

- 以上の申送りについて当委員会が協議した結果、当市議会の委員会審査報告書において掲載してきた議案の概要については、会議規則上の記載要件ではないため他市議会では掲載されていないこと、並びに当市議会では同一の内容が議員全員協議会及び議案の提案理由説明において繰返し述べられていることなどから、今後はこれを削除することを確認した。(R7. 9. 11) このことは、後に議会運営委員会においても確認されている。(R7. 11. 10)

(2) 議会改革

○ 議員定数

- 本件については、議会改革の喫緊の課題として第1回委員会の議題として取上げたが、委員会としては、当該協議に先立ち市民からの意見聴取を行うべきとの意見であった。(R6. 5. 27)
- そこで、本件は前述した第1回市民意見交換会のテーマとすることとし、当日は、議員が定数減・現状維持・定数増の3派に分かれて意見陳述を行い、その上で、市民からの意見聴取並びに市民アンケートを実施した。(R6. 11. 17)
- その結果を踏まえて、当委員会において議員定数に関する意見交換を実施したが(R6. 12. 9、12. 16、R7. 1. 24)、意見一致できなかった。そこで、本件に関する協議は終結することとし、3論併記の形で令和7年第2回(2月)定例会において中間報告した。(R7. 3. 17)

※ その後、令和7年第3回(6月)定例会において、一部議員から議員定数を次期選挙より現在の21名から18名に改める内容の「佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」が発議され、令和7年6月30日、賛成多数で可決した。

2 総括

(1) 当委員会の役割の承継について

他市議会において、議会基本条例制定後、同条例の名を冠した委員会を継続している事例は稀である。当委員会において前期委員会の懸案事項は全て終了できたことも踏まえ、当委員会が果たした役割は各派代表者会議又は議会運営委員会へ承継されるよう検討されたい。

(2) 議会報告会等の実施主体について

大多数の市議会において、議会報告会及び市民意見交換会の実施について、広報委員会が重要な役割を担っている。このことについても、当委員会解散後、早急に検討されたい。

(3) 議会基本条例第 23 条に基づく検証について

令和 6 年度評価においては、所定の検証シートを用いて各会派が 5 段階評価を行ったところである。次期評価においては、当該評価の判断基準について評価者の共通認識を醸成するなど、評価の客観性・妥当性を担保する措置を講ずるよう検討されたい。

3 委員会の概況

(1) 委員構成

| 氏名 | 職 |
|--------|------|
| 山田 伸之 | 委員長 |
| 駒形 信雄 | 副委員長 |
| 平田 和太龍 | |
| 山本 健二 | |
| 林 純一 | |
| 荒井 真理 | |
| 中川 直美 | |
| 近藤 和義 | |

(2) 活動状況

| 回 | 開催日 | 検討事項等 |
|------|--------|----------------------------|
| 令和6年 | | |
| 1 | 4月30日 | 第2回(4月)臨時会において発足 |
| 2 | 5月27日 | 議員定数、議会報告会及び市民意見交換会の開催方法 |
| 3 | 6月11日 | 今後の進め方、議会報告会及び市民意見交換会の開催方法 |
| 4 | 6月18日 | 議会報告会及び市民意見交換会 |
| 5 | 8月8日 | 議会報告会及び市民意見交換会 |
| 6 | 9月9日 | 議会報告会及び市民意見交換会、議員定数(確認) |
| 7 | 9月17日 | 市民アンケート(案) |
| 8 | 11月17日 | 第1回議会報告会並びに市民意見交換会 |
| 9 | 12月9日 | 議会報告会及び市民意見交換会、議員定数 |
| 10 | 12月16日 | 議員定数 |
| 令和7年 | | |
| 11 | 1月24日 | 議員定数、議会報告会及び市民意見交換会 |
| 12 | 2月10日 | 中間報告(議員定数)、議会報告会及び市民意見交換会 |
| 13 | 3月10日 | 議会報告会及び市民意見交換会 |
| 14 | 3月17日 | 本会議へ中間報告(議員定数) |
| 15 | 5月16日 | 議会報告会、議会基本条例第23条に基づく検証 |
| 16 | 5月25日 | 第2回議会報告会 |
| 17 | 6月16日 | 議会基本条例の検証、議会報告会、委員長報告の標準化 |
| 18 | 9月11日 | 委員長報告の標準化、今後の予定 |
| 19 | 11月17日 | 最終報告の確認 |
| 20 | 12月8日 | 最終報告の確認 |
| 21 | 12月19日 | 本会議へ最終報告(予定) |

議会報告会・市民意見交換会 報告書 (抜粋:鑑のみ)

| | | | | |
|----------------|---|--------------|----------------------|---|
| 開催日時 | 令和6年11月17日(日) | | | |
| | (1) 議会報告会 18時~19時20分 (2) 市民意見交換会 19時30分~20時21分 | | | |
| 会場 | 金井コミュニティセンター ホール | | | |
| 出席議員 役割分担 | 役割 | 班長等 | 班員 | |
| | 総括 | 金田淳一 山田伸之 | | |
| | 司会 | 山田伸之 | | |
| | 設営班 | 林純一 | 村川拓人 中川健二 近藤和義 | 川原茂 荒井眞理 坂下真斗 坂下善英 佐々木ひとみ 山本卓 佐藤孝 |
| | 受付班 | 中川直美 | 山本健二 | 佐藤定 駒形信雄 |
| | 記録班 | 平田和太龍 | 栗山嘉男 広瀬大海 | 室岡啓史 |
| 進行 | <p>(開会のあいさつ 金田淳一議長)</p> <p>1 議会報告会「9月定例会について」</p> <p>(1) 総務文教常任委員会(坂下善英委員長・平田和太龍副委員長) (質問コーナー)</p> <p>(2) 市民厚生常任委員会(佐藤定委員長・中川健二副委員長) (質問コーナー)</p> <p>(3) 産業建設常任委員会(山本健二委員長・広瀬大海副委員長) (質問コーナー)</p> <p>(休憩)</p> <p>2 市民意見交換会「議員定数について」</p> <p>(1) 定数増(荒井眞理議員) (2) 定数減(山本卓議員) (3) 現状維持(中川直美議員) (質問コーナー)</p> <p>(閉会のあいさつ 室岡啓史副議長)</p> | | | |
| 参加者数 | 34人 | | | |
| 参加者からの発言(主なもの) | 3~5頁 | | | |
| 市民アンケート | 6頁~ | | | |

議会報告会 実施報告書 (抜粋: 鑑のみ)

| 1 | 日時 | 令和7年5月25日(日) ① 開場時刻 12時 ② 開会時刻 13時30分～ ③ 第1部(全体説明) 13時30分～14時 ④ 第2部(各常任委員会への質疑応答) 14時10分頃～15時15分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|------------|--|----|-----|----|----|-------|---|----|----|---|-----|---|--|-----|-----|------------|-----|----|----------|
| 2 | 場所 | アミューズメント佐渡 2階 展示室(全体説明会並びに市民厚生常任委員会) 3階 文弥人形室A(総務文教常任委員会) 文化情報センター(産業建設常任委員会) 文弥人形室B(控室) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | テーマ | 令和7年度当初予算 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 当日の進行等 | ① 当日の式次第は別紙のとおり ② 受付は2階と3階に配置し、式次第・アンケート用紙・注意事項を配布(別紙) ③ 説明は議会だより第84号による。展示室で各常任委員長が10分程度の説明を実施した後、休憩を挟んで、常任委員会ごとに各部屋に分かれ質疑応答。(参加者は移動自由。) ④ 各部屋は、委員会が参加者と相対するレイアウト ⑤ 各委員会の模様は担当委員がタブレットで録画、担当書記が録音 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 参加者数 | 29人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 主な質疑応答 | 別紙のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 当日のアンケート結果 | 別紙のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 班編成・役割 | <table border="1"><thead><tr><th>役割</th><th>班長等</th><th>班員</th></tr></thead><tbody><tr><td>総括</td><td>金田、山田</td><td>-</td></tr><tr><td>司会</td><td>山田</td><td>-</td></tr><tr><td>設営班</td><td>林</td><td>村川 川原 坂下真 佐々木 中川健 荒井 坂下善 山本卓 佐藤孝 近藤</td></tr><tr><td>受付班</td><td>中川直</td><td>山本健 佐藤定 駒形</td></tr><tr><td>記録班</td><td>平田</td><td>栗山 広瀬 室岡</td></tr></tbody></table> | 役割 | 班長等 | 班員 | 総括 | 金田、山田 | - | 司会 | 山田 | - | 設営班 | 林 | 村川 川原 坂下真 佐々木 中川健 荒井 坂下善 山本卓 佐藤孝 近藤 | 受付班 | 中川直 | 山本健 佐藤定 駒形 | 記録班 | 平田 | 栗山 広瀬 室岡 |
| 役割 | 班長等 | 班員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総括 | 金田、山田 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 司会 | 山田 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設営班 | 林 | 村川 川原 坂下真 佐々木 中川健 荒井 坂下善 山本卓 佐藤孝 近藤 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受付班 | 中川直 | 山本健 佐藤定 駒形 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 記録班 | 平田 | 栗山 広瀬 室岡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

新旧委員会審査報告書対照表（R7年6月定例会の総務文教常任委員会の場合）

| 新 | | | 旧 | | |
|---|------------------------------------|---|-----------|---|-----------|
| 佐渡市議会議長 金田 淳一 様 | 令和7年6月27日 | 佐渡市議会議長 金田 淳一 様 | 令和7年6月27日 | 佐渡市議会議長 金田 淳一 様 | 令和7年6月27日 |
| 総務文教常任委員長 坂下 善英 | | 総務文教常任委員長 坂下 善英 | | 総務文教常任委員長 坂下 善英 | |
| 委員会審査報告書 | | 委員会審査報告書 | | 委員会審査報告書 | |
| 本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。 | | 本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。 | | 本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。 | |
| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 | 議案番号 | 付託事件名 | |
| 議案第68号 | 財産の無償譲渡について（相川栄町6番の土地） (削る) | 可決(全会一致) | 議案第68号 | 財産の無償譲渡について（相川栄町6番の土地） <u>本案は、合併前の相川町と相川漁業協同組合の間で締結した協定書に基づき、佐渡市相川栄町6番の土地を佐渡漁業協同組合に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものです。</u> <u>審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。</u> | |
| 議案第69号 | 財産の取得について（学習用タブレット一式） (削る) | 可決(賛成多数) | 議案第69号 | 財産の取得について（学習用タブレット一式） <u>本案は、佐渡市立小中学校において1人1台の学習用タブレットなどの取得について、議会の議決を求めるものです。</u> <u>審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。</u> | |
| 議案第70号 | 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について (削る) | 可決(全会一致) | 議案第70号 | 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について <u>本案は、令和7年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出にそれぞれ7億4千369万6千円を追加するものです。</u> <u>主な補正内容は、冬の佐渡旅魅力向上事業費及び国際交流事業費並びに、定額減税補足給付金事業などに要する経費を計上するものであります。</u> <u>審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、産業建設常任委員会で付した意見は次のとおりであります。</u> <u>【意見】</u> <u>観光文化スポーツ部観光振興課</u> <u>7款商工費 1項商工費 4目観光</u> <u>【芸能と食の宝島】冬の佐渡旅魅力向上</u> <u>業について</u> <u>冬の文化・芸能体験型コンテンツ造成は、冬季の観光客向けに能や鬼太鼓の伝統芸能体験プログラムを提供する事業であるが、時期的に多くの集客が困難な体験プログラムであると思料する。効果的な事業となるよう努めること。</u> | |
| 議案第74号 | 高機能消防指令システム更新工事請負契約の締結について (削る) | 可決(全会一致) | 議案第74号 | 高機能消防指令システム更新工事請負契約の締結について <u>本案は、佐渡市消防本部通信指令室及び各消防署などに設置の高機能消防指令システム更新工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。</u> <u>審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。</u> | |
| 議案第75号 | 財産の取得について（救助工作車・救助用資機材） (削る) | 可決(全会一致) | 議案第75号 | 財産の取得について（救助工作車・救助用資機材） <u>本案は、佐渡市両津消防署に配備する救助工作車・救急用資機材の取得について、議会の議決を求めるものであります。</u> <u>審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。</u> | |
| 議案第76号 | 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車） (削る) | 可決(全会一致) | 議案第76号 | 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車） <u>本案は、佐渡中央消防署に配備する災害対応特殊救急自動車の取得について、議会の議決を求めるものであります。</u> <u>審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。</u> | |
| 議案第78号 | 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について (削る) | 可決(全会一致) | 議案第78号 | 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について <u>本案は、令和7年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出にそれぞれ5千668万9千円を追加するものであります。</u> <u>主な内容は、国の物価高騰対策に伴う事業の経費を計上するほか、二地域居住先導的プロジェクト実装事業に要する経費を予算計上するものであります。</u> <u>審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。</u> | |

(意見はそのまま)

(委員長の報告 読み原稿)

本委員会は、付託案件に関する審査の結果、議案第 69 号 財産の取得について(学習用タブレット一式)については賛成多数で、その他の付託案件についてはいずれも全会一致で、可決すべきものとして決定しました。なお、議案第 70 号、令和 7 年度佐渡市一般会計補正予算第 2 号については、産業建設常任委員会において、次のとおり意見を付しております。

7 款 1 項 1 目 冬の佐渡旅魅力向上事業について

冬の文化・芸能体験型コンテンツ造成は、冬季の観光客向けに能や鬼太鼓の伝統芸能体験プログラムを提供する事業であるが、時期的に多くの集客が困難な体験プログラムであると思料する。効果的な事業となるよう努めること。

以上であります。

※注 結果を概略的に述べた後、意見を文字どおり述べる。

令和 7 年 3 月 17 日

佐渡市議会議長 金田 淳一 様

議会基本条例特別委員長 山田 伸之

議会基本条例特別委員会中間報告書

本委員会に付託された事項について、会議規則第 45 条第 2 項の規定により、次のとおり中間報告する。

記

1 経緯

本委員会は、議会基本条例に関すること及び議会改革に関することを付託事項として令和 6 年 4 月 30 日に発足し、これまでの間、当市議会議員の定数に関する協議を重ねてきた。

特に今般の協議においては、議会基本条例第 22 条第 2 項により『議会は、議員定数等の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状、課題並びに市民の意見等を十分考慮するものとする。』と定められていることから、同年 11 月 17 日に議員定数をテーマとした市民意見交換会を開催し、市民からの意見聴取にも努めたところである。

これらの経緯を踏まえ、本委員会の中間報告として、当市議会議員の定数について次のとおり報告する。

2 議員定数に関する法制の概要

市町村議会の議員定数については、国は、元来、人口規模に応じて上限数を法定する「法定上限制度」をとっていたが、地方自治の自律性強化を求める声が高まってきたことから、平成 23 年 8 月に地方自治法を改正し、市町村議会の自主的な判断に委ねることとした。

なお、当該法改正に先立ち、第 29 次地方制度調査会が「各地方議会が議員定数を定めるに当たっては、住民の理解を得られるものとなるよう十分に配慮すべきである。」(平成 21 年 6 月 16 日) と答申していることから、議員定数の検討にあたっては、より慎重な対応が求められている。

3 佐渡市議会議員の定数の推移

| 施行の日 | 議員定数 |
|---------------------------|------|
| 平成 16 年 4 月 18 日執行の一般選挙より | 60 人 |
| 平成 20 年 4 月 13 日執行の一般選挙より | 28 人 |
| 平成 24 年 4 月 8 日執行の一般選挙より | 24 人 |
| 平成 28 年 4 月 10 日執行の一般選挙より | 22 人 |
| 令和 2 年 4 月 12 日執行の一般選挙より | 21 人 |

4 市議会議員の定数に関する各種統計等

(1) 人口段階別にみる状況

全国市議会議長会による令和 5 年 12 月 31 日現在の調査によると、人口 段階別にみた全国の市議会議員の定数の状況は、次の表のとおりである。

これによると、佐渡市が属する人口段階区分「5 万人未満」の市の議員定数の平均は、16.8 人であった。

※ 令和 6 年 12 月末時点の佐渡市の住民基本台帳人口 4 万 8,094 人

| 人口段階 | 市区数 | 平均(人) |
|------------|-----|-------|
| 5 万人未満 | 300 | 16.8 |
| 5～10 万人未満 | 235 | 20.4 |
| 10～20 万人未満 | 148 | 25.3 |
| 20～30 万人未満 | 48 | 30.8 |
| 30～40 万人未満 | 30 | 36.5 |
| 40～50 万人未満 | 19 | 39.6 |
| 50 万人以上 | 15 | 45.8 |
| 指定都市 | 20 | 58.3 |
| 合計 | 815 | 23.0 |

なお、同調査から人口段階 4～5 万人の市を抽出して算出した結果、当該議員定数の平均は、18.5 人であった。

| 人口段階 | 市数 | 平均(人) |
|--------|----|-------|
| 4～5 万人 | 87 | 18.5 |

(2) 類似団体Ⅱ-1の市(44市)における状況

総務省が示す類似団体において佐渡市が区分されている「類似団体Ⅱ-1」に該当する市は44市であり、当該議員定数の平均は21.8人であった。

| 都道府県 | 団体名 | 議員定数(人) | 都道府県 | 団体名 | 議員定数(人) |
|-----------------|--------|---------|------|------|---------|
| 北海道 | 岩見沢市 | 22 | 長野県 | 佐久市 | 26 |
| 青森県 | 十和田市 | 22 | 長野県 | 安曇野市 | 22 |
| 岩手県 | 花巻市 | 26 | 岐阜県 | 高山市 | 24 |
| 宮城県 | 栗原市 | 24 | 京都府 | 京丹後市 | 20 |
| 秋田県 | 横手市 | 26 | 和歌山県 | 田辺市 | 20 |
| 秋田県 | 由利本荘市 | 22 | 和歌山県 | 紀の川市 | 20 |
| 秋田県 | 大仙市 | 24 | 広島県 | 三次市 | 24 |
| 福島県 | 須賀川市 | 24 | 徳島県 | 鳴門市 | 22 |
| 福島県 | 二本松市 | 22 | 香川県 | 三豊市 | 22 |
| 福島県 | 伊達市 | 22 | 愛媛県 | 宇和島市 | 24 |
| 茨城県 | 石岡市 | 22 | 福岡県 | 柳川市 | 19 |
| 群馬県 | 渋川市 | 18 | 福岡県 | 八女市 | 22 |
| 千葉県 | 銚子市 | 18 | 福岡県 | 朝倉市 | 18 |
| 千葉県 | 旭市 | 20 | 福岡県 | 糸島市 | 20 |
| 千葉県 | 八街市 | 20 | 熊本県 | 玉名市 | 22 |
| 千葉県 | 香取市 | 22 | 熊本県 | 宇城市 | 22 |
| 新潟県 | 佐渡市 | 21 | 熊本県 | 天草市 | 26 |
| 新潟県 | 南魚沼市 | 22 | 大分県 | 日田市 | 22 |
| 山梨県 | 南アルプス市 | 22 | 宮崎県 | 日南市 | 19 |
| 山梨県 | 笛吹市 | 19 | 鹿児島県 | 出水市 | 20 |
| 長野県 | 飯田市 | 23 | 沖縄県 | 糸満市 | 21 |
| 長野県 | 伊那市 | 21 | 沖縄県 | 宮古島市 | 24 |
| 上記44市議会の議員定数の平均 | | | | | 21.8 |

(令和5年12月末現在)

(3) その他

① 交付税措置

佐渡市財務部財政課に照会したところ、佐渡市議会の場合、令和6年度予算について計算すると、議員1人あたり約252万3千円(21人分:約5千298万3千円)が交付税措置されているものと思われる。

※ 参考までに、議員報酬、議員手当及び議員共済費の予算額の合計は、2億2,479万6千円である。

② 議員一人あたりの人口(県内)

議員一人あたりの人口についてみてみると、佐渡市は県内 20 市中第 10 位の約 2 千 300 人であった。

(単位:人)

| | 人口 | 議員定数 | 議員一人あたり人口 | 備考 |
|------|-------------|-------|------------|---|
| 新潟市 | 767, 565 | 50 | 15, 351. 3 | |
| 長岡市 | 258, 205 | 34 | 7, 594. 3 | |
| 上越市 | 182, 911 | 32 | 5, 716. 0 | |
| 新発田市 | 92, 855 | 25 | 3, 714. 2 | |
| 三条市 | 92, 361 | 22 | 4, 198. 2 | |
| 柏崎市 | 77, 481 | 22 | 3, 521. 9 | |
| 燕市 | 76, 694 | 20 | 3, 834. 7 | |
| 村上市 | 54, 765 | 22 | 2, 489. 3 | 令和 7 年 4 月から 2738. 3 人 (定数 2 減による) |
| 南魚沼市 | 53, 324 | 22 | 2, 423. 8 | |
| 佐渡市 | 49, 333 | 21 | 2, 349. 2 | |
| 十日町市 | 48, 132 | 24 | 2, 005. 5 | 令和 6 年 4 月から 2, 533. 3 人 (定数 5 減による) |
| 五泉市 | 46, 518 | 20 | 2, 325. 9 | |
| 阿賀野市 | 39, 863 | 16 | 2, 491. 4 | |
| 糸魚川市 | 38, 855 | 18 | 2, 158. 6 | |
| 見附市 | 38, 584 | 17 | 2, 269. 6 | |
| 小千谷市 | 33, 190 | 16 | 2, 074. 4 | |
| 魚沼市 | 33, 149 | 18 | 1, 841. 6 | |
| 妙高市 | 29, 885 | 16 | 1, 867. 8 | |
| 胎内市 | 27, 284 | 16 | 1, 705. 3 | |
| 加茂市 | 24, 569 | 15 | 1, 637. 9 | |
| 平均 | 103, 276. 2 | 22. 3 | 3, 578. 5 | |

(令和 5 年 12 月末現在)

5 総括

以上の経緯や統計数値等を踏まえ、本委員会において当市議会議員の定数に関する討議を行ったが、意見は、定数増、定数減及び現状維持に 3 つに分かれ、一つの結論に調整することはできなかった。

ゆえに、それら 3 つの意見の概要について、別紙のとおり併記し、本委員会における検討のまとめとする。

意見の概要

1 議会における意見

| 意見 | 会派名(妥当とする議員定数) | 意見の概要 |
|----------|--|--|
| (1) 定数増 | 社会民主党 | 下記のとおり (市民意見交換会 における意見表 明の要旨) |
| (2) 定数減 | 政風会(18)、新生クラブ(18)、リベラル佐渡 (20)、公明党(18) | |
| (3) 現状維持 | 日本共産党、佐渡の声、市民クラブ | |

(1) 定数増 (社会民主党:荒井眞理議員による意見表明)

女性議員は今2名しかおりませんけれども、女性たちが議論しやすい環境が佐渡市議会にないと感じています。佐渡市議会に女性たちがもっと出やすい環境をつくるためには、議員定数が今のままではとても難しい。私は増やしたほうがいいと思います。

もう一つが、二元代表制の議会の中で、行政を監視する、批判する、そして提案する。これが私たちの仕事です。ところが、佐渡市議会に私入って本当に分かりましたけれども、佐渡市は他の自治体よりも様々な分野の理解を求められます。例えば、よその市町村には必ずしも病院や診療所はありません。佐渡には二つあります。高齢福祉施設もあります。それから航路が海と空の二つもあります。農林水産あります。消防と上下水道そしてごみ処理は隣の市と一緒にやりますというわけにいかない。単体でやらなければいけない。そして、世界と約束をしている世界遺産と世界農業遺産、ジオパークもある。博物館も旧市町村が持っていたものを合わせて一つの自治体としては非常に数が多い。それらの分野を知りませんと言うわけにはいかない。二元代表制として、私たちはどの議案が出されても、賛成なのか反対なのか、いいとか悪いとか、意見をもつ必要があります。少数にすると必ずこの分野は分かりませんということが出てきます。これを避けなければ、議会としての機能を果たせないということです。人口減少が急激に進んでいます。これは社会の衰退、つまり発展しないのではないかということを皆さん危惧していると思います。どこを見ても今人材不足です。その中で女性がまず駆り出されました。女性たちは、男女共同参画と言われて人生忙しくなったって言っているのですね。これは人口減少に大きな心理的負荷をかけていると思います。そして、今度はそれでも足りないで、高齢者が駆り出されるようになりました。60歳定年は夢のようです。そして、障害者ももっと入れようと。これは良いことですけれども、実態が伴わないままどんどん数だけ増やされているのは大きな負担です。そして、今年度から外国人労働者を入れるための支援事業も始まっています。このように、多様にならざるを得ない流れの中で議員定数を減らすと、分からぬ分野が益々増えていく。少なくとも女性が社会の半分を占めているのであれば、この半分の声がせめてもっと届くよ

うにして、住みやすい、暮らしやすい、子育てしやすい環境、介護の負担の軽減、そのような状況をまずつくる。そうして初めて市民の代表はどのぐらいがいいのだろうかという人数の話に及ぶのであって、質をきちんとまず議論するべきと思っています。

今日皆さんのお手元にお渡ししています議会だよりの 19 ページ。ここに 8 月に議員研修をいたしました報告が載っています。ここで廣瀬講師が、このように議員定数について評価しています。議員がいないと困ると市民が実感する。議員は小まめに議会だよりを出しなさいと。ここには書いてありませんが、月に 1 回出しなさいという提案をいただきました。その次に、佐渡市議会は、定数を減らすペースが早過ぎると評価を受けました。それから、議員の成り手について考えるべきことは、各地区からの地域代表を、ここは広いから 10 か市町村から必ず 1 名出すとかいう考え方も必要だと。それから、議員報酬は佐渡市低いですねと。女性議員が全国平均に比べ 2 名では少ないと。そして、議員の平均年齢が高過ぎるということなどが指摘された。それから、行政のサービスは全体的に細かくなってきてているけれど、佐渡市も行政サービスの分野が多い。このことも定数を考える判断材料になると述べられました。私もなるほどと納得をいたしまして、議員定数増、この考え方を私は推奨していきたいと思っています。

(2) 定数減(政風会:山本卓議員による意見表明)

平成 16 年から 4 年ごとに議員定数が減らされてきました。平成 28 年から 22 人、令和 2 年から 21 人と決められました。そのとき議会改革特別委員会を立ち上げて議員定数の検討を行いました。令和 2 年から 21 名にするが、将来的には 18 名が望ましいと報告の中に明記をされました。私は令和 2 年から佐渡市議会にお世話になりましたが、そのときに令和 6 年度はどうするのか特別委員会をつくって議論したのですが中々議論がまとまらず、21 人のまま選挙になりました。では、佐渡市が 4 年ごとに議員定数を減らしてきた根拠はどこにあるかというと、全国市議会議長会の調査がありまして、これは 5 万人以下、その次は 5 万人以上 10 万人未満、それから 10 万人以上 20 万人未満と いうように 815 市の人口段階別の平均値が出ています。こういうものを参考にして、議員の定数を減らして現在に至るということです。ちなみに、佐渡市は 5 万人以上 10 万人のカテゴリーですが、直近の令和 5 年 12 月 31 日時点の報告では、議員の平均数が 20.4 となっています。それから見るとちょっと多い。しかし、市報など 11 月号を見ると、佐渡の現状は 4 万 8,300 人ぐらいです。これが令和 10 年になったとき、この次の選挙、どのくらいの人口になるかというと、4 万 5,000 人ぐらいで収まってくれれば御の字だろうと私は思っております。市議会議長会の調査で 5 万人以下の市の市議会議員の平均は 16.8 です。佐渡市の 21 人というのは非常に多いですね。そうすると、平成 29 年度に報告があったように、将来 18 人が望ましいということが妥当になってくるのではないか。これから人口が減っていくとなると、当然交付税が減っていきます。交付税というのは、人口、それから学校の統合で学校が減ります、病院が減ります。そういうことが全部計算されて減っていきます。交付税が減るならば、当然一般会計予算も

減っていきます。予算が減額になればなったように、それに応じた議員定数が必要じゃないか。身の丈に応じた形にしていくのが最善じゃないか。このように思っているところでございます。

(3) 現状維持（日本共産党市議団：中川直美議員による意見表明）

まず、議員定数を考えるときは、議会の役割から考えていかなければならぬと思っています。地方自治や市政運営は、市長がこっちへ走れと言ったらそっちに走るなんていうものじゃなくて、市民の声を反映しながら進めるのが原点です。第一部ありましたように、議会は批判したりチェックしたり政策提言したりするのが仕事です。これがしっかりなされる議員定数でなければならないと思っています。市民の税金預かって使う訳ですから、費用対効果なども含めて、予算の使い道の無駄がないのか、無理がないのか、市民の目線から見てどうなのかということを市民のかわりにチェックする。これらが、議員、議会に課せられている仕事だというふうに思っています。

若干の誤差はありますが、佐渡と似た人口規模でみると、議会定数は極端に多過ぎる訳でもない。先ほど人口規模を言われましたが、人口が同じでも面積が小さい自治体もあります。ところが佐渡の面積っていうのは東京23区の1.5倍近くある。そこに議員を置くっていうことですから、単純にそういう類似団体との比較で考えるべきではないというのが2点目。3点目、先ほど財政のお話がありましたが、議員報酬面から見た場合、類似団体の中でも佐渡の議会は高くありません。県内でも1番低いほうだと思います。4点目、これは議員を増やしたほうがいいという方の意見にもありましたが、いろんな意見を反映するのが議会です。例えば21人いれば、1人や2人反対する議員がいるのは当たり前なのです。議案等を本会議の下請機関として、各常任委員会で審査をして、本会議で最終的に決めます。十分審査するためには、やっぱり一定程度人数がいないといけない。現在、3つの常任委員会で、各委員は7人です。1人委員長ですから司会者みたいなもので、実質6人でやるのです。今より減らして、例えば18人にすればそれはもっと減ってくる。今年度の議員研修会の講師は全国市議会議長会にいらした廣瀬講師でしたが、佐渡市についてコメントをいただきました。『佐渡市は3つか4つの常任委員会でないときちゃんと審査ができないのではないか。委員会などで十分な討議や審査ができる人数というのは、エビデンスによると7人ぐらいが適当だ。類似団体で3万人から7万人の294市では、単純計算で議員定数19人。人口産業別46市でみた場合は22人。面積と人口方式の単純計算でいくと24.01人…約25人が必要なのではないか』というのが、全国市議会議長会にいた方のお話がありました。皆さんの声を受けて反映をする。皆さんの市民感覚で予算をチェックしていくことが必要で、その点では、一定程度の人数がいなかつたら駄目だと思っています。

市長も議員も選挙で選ばれます。こういった二元代表制の一つとして、執行部の批判と監視、そして政策提言。これが議会の大きな職責だと思っています。議員の定数を減らした場合に、各地区や各階層の意見が反映されにくくなるという懸念があります。佐渡の場合、私は真野ですけれど、例えば相川の地域問題のことが出てもぴんときませんよね。もちろん現場に行って調

査したりすることもあるのですが、肌感覚としては非常に分かりにくい。そういう意味でも、最低限現状の人数が必要という考えです。先ほど財政の問題出ましたが、議員報酬もっと低くていいじゃないかって議論が住民からあれば、それはそれでありだと私は思っています。市民の皆さんから見たら、役に立たない議員は要らないというのが率直な声だと思います。議員、議会は何をやっているのか全く分からないと。以前私2期目から佐渡市議会に入りましたが、以前先輩議員はよく言ったものです。『無駄飯食いの議員になるな。議員バッジで威張りたいだけなのか。予算審査の3か月に1回の一般質問の発表会。これでは仕事じゃない。パフォーマンスだけで議員の本来の仕事をしない。そんな議員は要らない。市長提案にイエスマン、何でも賛成の議員は要らない』と。以前やった議会の研修会で江藤教授という方も言われました。『市長が提案することに100%良いなんてことはない。そこを議会が修正するなり何なりをする。ここに議会の存在価値がある』と。今の議会は、これ私一人の感覚ですが、何でも賛成何でも起立。議会は法令や条例に抵触する問題、補助金の問題なども含めて市民目線で議会の意見を出していくのが役目だと思っています。補助金の問題でも、佐渡汽船の問題でも、私は今の議会では、市民の期待には応えていないと思っています。何でも賛成じゃなくて問題点はきっちり指摘をする。最近は決算審査でさえ意見がつかないような議会になっています。まだまだ議会の能力を上げる、権能を上げるっていうことが必要だ。議会基本条例がこの4月1日から施行された。議員が議員らしく市民の期待に応える。執行部に問題があれば問題があるときっぱり言える。こういう議会になるために議会基本条例を作ったわけですから、まずどうやったら議会らしくなるかということを一生懸命やるべきで、議員としての責務ではないかと考えているところであります。

最後に、役に立たない議員は要らないっていうけど、議員を減らせば議会の能力が上がるかといったら、私は上がらないと思っています。議員を減らせば選挙の強い人が残るだけで、能力が高くなるものではないと私は思っています。

2 参考 市民意見交換会(R6.11.17)における市民からの意見

佐渡市の推計人口と類似した県内市の例に比べて考えれば、議員定数は18名もしくは16名が望ましい。そのためにも質の高い議員が必要だ。議員の質が高ければ、定員が18名でも16名でも、議会は成り立つ。

18人が適当だ。市民の中には、生活が苦しいときに、なぜ今回の選挙は21人のままなのだ、18人にしなかったのかという意見が多い。なお、今の議会のように住民の生活とか苦悩を感じられないレベルなら15人でいいという意見もある。

定数が減になると、組織票を持っている人たちがものすごく有利になる。全体の意見を吸い上げてくれるかどうか、非常に不安だ。

現状維持でよい。ただし、定数と併せて選出の仕方を検討してほしい。例えば、国政選挙の小選挙区制と同じように、旧10市町村から1人ずつ選んで、残り11人は佐渡全域から選ぶようにすればよい。

基本的に減らすことには反対。ただし、今のように、チェックができないような議会であれば、削減はやむを得ない。議員定数は、単純に人口規模でとらえるのではなくて、佐渡の特殊性を踏まえ、どうしたら市民感覚を捉えられるか考えて議論すべきだ。

定数については佐渡市相応の定数にすべき。企業が業績に応じて給料を下げるのと一緒に。今の議員は全然市民の声を聞いてない。何か大きなテーマについては、地元などへ行って意見を聞くべきだ。しっかりやることをやって、それでも議員が足りないなら多くすればいいし、やらないのなら少なくすればいい。